

資料 1

まずはじめにお読みください

建築年月が昭和 52(1977)年 3月以前の事業用の建物などには、PCB が含まれた安定器が使われている照明器具が設置されている可能性があります。PCB が含まれた安定器は、法律により令和 3(2021)年 3月末までに処分する必要があり、それ以降は事実上処分できなくなってしまうことから、本調査にご協力いただき、お持ちの建物等に PCB が含まれた安定器がないかどうかを確認していただきますようお願いいたします。

<お願いすること>

1 探す

- ①お持ちの**全ての**建物の建築年月、利用用途、照明器具の交換状況を調べる。
- ②**倉庫**などに取り外された**照明器具や安定器が保管されて(残されて)いない**かどうかを調べる。



2 判別

- ①お持ちの**全ての**建物は、**昭和 52 年 4 月以降**に建てられたものか。
- ②昭和 52 年 3月以前の建物は、**事業用**として使っていた建物や共同住宅かどうか。
- ③昭和 52 年 3月以前の事業用建物等の照明器具は、**全て交換し、処分**しているかどうか。
- ④同封の「資料 2 安定器に PCB が含まれるかどうかを判別する方法」をお読みいただき、設置又は保管されている**安定器に PCB が含まれている**かどうかを判別する。

判別方法でご不明な点は、以下の**三重県 PCB 調査事務局**へお問合せください。

電話番号 0120-310-588 (フリーダイヤル)

受付期間 令和2年3月13日まで、土曜、休日、祝日は除く 8:30~17:15



3 回答

調査票の問いに回答し、同封の返信用封筒に入れ返送してください。

PCB が含まれた安定器をお持ちの場合、調査票にご回答いただけましたら三重県から処分の方法や必要な手続き等についてご案内させていただきます。

<照明器具がある場所、安定器が残されていることがある場所の例>

使われていない照明器具が撤去されずに残っていることや、**照明器具が交換されていても古い安定器だけ**が配線が切断された状態などで**残ったまま**になっていることがあります。特に、外灯や高天井に使われる水銀灯は、照明灯と安定器の設置場所が離れている場合があるため注意が必要です。

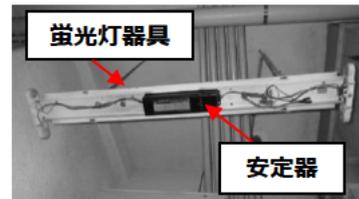
照明器具が設置されている場所	安定器が残されていることがある場所
事務室や工場の天井、壁際、梁	更新した器具の近くの天井、天井裏、梁
建物の敷地内の屋外灯	LED ランプに交換した照明器具の中
建物の外壁、屋上	屋外灯が付いていた照明用ポールの中
エレベータの天井	屋外・屋内の 倉庫 、電気室、機械室等の
屋外・屋内の 倉庫 、電気室、機械室など	片隅の段ボールや箱の中

PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは

PCBは、化学的に安定しており、熱に強く電気を通さない性質があるため、変圧器やコンデンサー、照明器具などの電気機器などに広く利用されてきました。しかし、カネミ油症事件が発生し、人体への有害性が明らかとなったため、昭和47(1972)年に製造が禁止され、昭和52(1977)年4月以降は流通していないとされています。

安定器とは

安定器は、照明器具の裏側などに設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことです。照明器具の種類によって、蛍光灯安定器、水銀灯安定器、ナトリウム灯安定器があります。



参考 照明器具以外に PCB が含まれている機器

安定器の他、変圧器やコンデンサーにも PCB が含まれているものがあるため、以下の機器が有る場合は、管理している電気主任技術者や電気管理会社へご相談いただき、PCB が含まれているかどうかの確認をお願いします。



変圧器 (トランス)



コンデンサー



キュービクル

変圧器やコンデンサーはキュービクルの中に収納されていることがあります。

Q & A

Q. 調査対象は、なぜ昭和52(1977)年3月以前に建築された建物なのか？

A. PCB が含まれた安定器が使用されている照明器具は、昭和52年4月以降は流通していません。そのため、昭和52(1977)年3月までに建築された建物を調査対象としています。

Q. 昭和52年3月以前の建物は、全ての建物が調査対象なのか？

A. 家庭用の照明器具（電球や丸型蛍光灯）には、PCB が含まれた安定器は使われていないことが分かっています。
事務所や工場、店舗、倉庫などの事業用の建物や共同住宅の共用部分を調査対象としています。

Q. PCB が含まれた安定器が見つかった場合はどうすればよいのか？

A. 法律で定められた期限（三重県内の PCB が含まれた安定器は、2021年3月末日）までに取り外し、処分する必要があります。
まずは本調査にご回答をお願いします。調査にご回答いただきますと、三重県から処分の方法や必要な手続きをご案内させていただきます。

環境省の「PCB 早期処理情報サイト」に情報がまとめられています。

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/> （検索サイトにて「環境省 PCB 早期処理」で検索。）

法律の期限を越えて PCB を所持していた場合には、法律に基づく行政処分など不利益が想定されますので、本調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いいたします。